

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 広島市南区出島二丁目13番35号

氏 名 株式会社 ヒロエー

(法人にあっては名称及び代表者の氏名) 代表取締役 石田 文優

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

北九州市長 北 橋 健 治 印



許 可 の 年 月 日 平成 28年 10月 9日

許 可 の 有 効 年 月 日 平成 33年 10月 8日

1. 事業の範囲

積替え又は保管を含まない

- 燃 焼 灰 (カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物又はケイキソ類を含むことのみにより有害なものに限る。)
- 汚 泥 (トリクロエチレン、テトラクロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン又は1,3-ジクロロプロパンを含むことのみにより有害なものに限る。)
- 廃 油 (揮発油類、灯油類及び軽油類、又はトリクロエチレン、テトラクロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン若しくは1,3-ジクロロプロパンを含むことのみにより有害なものに限る。)
- 廃 酸 (水素イオン濃度指数2.0以下のもの、又はトリクロエチレン、テトラクロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物若しくはケイキソ類を含むことのみにより有害なものに限る。)
- 廃アルカリ (水素イオン濃度指数12.5以上のもの、又はトリクロエチレン、テトラクロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物若しくはケイキソ類を含むことのみにより有害なものに限る。)
- ダ ス ト 類 (水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物又はケイキソ類を含むことのみにより有害なものに限る。)

以上6種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類
なし

3. 許可の条件
なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成 8年10月 9日	新規許可	平成 28年 10月 9日	更新許可
平成 13年10月 9日	更新許可		
平成 17年11月 25日	変更許可		
平成 18年10月 9日	更新許可		
平成 18年10月 13日	変更許可		
平成 23年10月 9日	更新許可		

**NO COPY
再複写無効**

5. 積替え許可の有無 記載なし

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 無

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。